

## 資料 1

意見提出件数(人数)41件(区民13人)

(教育分野13件、こども分野26件、両分野に関する件1件、その他1件)

	内 容	件 数
◎	意見の趣旨を踏まえ、大綱に反映するもの	0
○	大綱に趣旨を記載しているもの	4
□	事業等において既に実施しているもの	11
△	事業実施等の際に検討するもの	5
※	趣旨を反映できないもの	18
—	その他、上記以外のもの	3
合 計		41

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
教育分野			
1	<p>今回の大綱改定のきっかけとして、「子どもを取り巻く環境の変化」「新型コロナウイルス感染症による新たな問題」とある。</p> <p>これらに対応するため、区立幼稚園において「3年保育」と「預かり保育の更なる充実(長期休み中の預かり、預かり時間の延長など)」を実施し、区立幼稚園を今後も存続してほしい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の中、区立幼稚園3園の練馬こども園化は引き続き検討することとし、令和3年度も今年度と同じ形で運営を継続します。</p>	△
2	<p>区立幼稚園について、私立幼稚園と同様、3年保育を実現してほしい。</p>	No.1と同様	△
3	<p>新型コロナウイルス対策に関して、昨年来、子どもたちの貴重な経験・体験となるはずの行事やイベントの中止が続いている。</p> <p>非日常の状況に子どもたちは疲弊しており、このままでは心の問題が非常に大きくなる。</p> <p>マスクの強要もしかり、現在の新型コロナウイルス感染症の対策は過度である。</p> <p>練馬区では子どもたちファーストの視点で各学校への働きかけをしてほしい。</p>	<p>必要な感染症対策を施したうえで、子どもたちの気持ちに寄り添い、健全な成長につながる学校運営に努めています。</p>	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
4	<p>取組の視点1に「コロナ後」の新しい教育のあり方とあるが、コロナ禍のもとで、子どもの命と学習権保障をどうするかは、国連子どもの権利委員会が声明を出している。しかし、それについて記載がなく、コロナ禍のもとで子どもの権利をどう保障するかの視点が欠如したものとなっている。</p> <p>国連子どもの権利委員会の声明をふまえた修正が必要。</p>	<p>区立学校(園)の教育活動は、子どもの学びや人権、健やかな育ちについて、コロナ禍においても当然に保障しています。</p> <p>子どもたちの学びの保障については、取組の視点1に記載しています。</p>	○
5	<p>GIGAスクール構想に向けたICT教育をどのように行っていくのか、もう少し具体的に記してほしい。</p> <p>動画配信などでメッセージがあるとよい。</p>	<p>小中学校の全普通教室等に大型提示装置等の教室ICT機器や児童生徒用タブレットなどのICT環境を整備しました。今後、教員研修やICT利活用研究を充実し、配備したICT機器を効率的・効果的に活用していきます。</p>	△
6	<p>取組の視点1の重点施策2「教員の資質・能力の向上」、取組の視点2の重点施策2「学校運営や教育活動における家庭や地域との協働」に、教員や保護者、地域の大人が、子どもの「育つ権利」「学ぶ権利」「自主性の尊重」を保障すること、子どもの人権を擁護することについて学ぶ取組みを追記するよう求める。</p>	<p>区立学校(園)における教育活動は子どもの権利の保障を前提として行っています。また、取組の視点1「教育の質の向上」の重点施策1「学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実」において、子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育の推進について記載しています。</p>	○
7	<p>教員については、正規の教員を採用すべき。</p>	<p>教員の配置数は、都の基準に従って決定されます。</p>	※
8	<p>国の35人学級の方針が出されたが、練馬区としての少人数学級への方針が示されていない。区独自の政策を持って少人数学級を進めるべきであり、大綱に入れるべき。</p>	<p>少人数の学級編制については、取組の視点1「教育の質の向上」の重点施策3「学校の教育環境の整備」に区の考え方を示しています。</p> <p>現在、国で検討中の35人学級を実施できるよう準備を進めており、区の独自の政策を進める考えはありません。</p>	※
9	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、少人数学級編制が見直されている。</p> <p>国は、小学校の全学年で35人学級を実施するとした。</p> <p>練馬区は、更に30人学級に向けて施策を進めるべきであり、「重点施策3」の学級編制の箇所は、国が35人学級を実施することと、練馬区として30人学級を目指すとして明記するべき。</p>	<p>No.8と同様</p>	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
10	取組の視点2に、「家庭教育は教育の原点です」とあるが、シングルマザーなどさまざまな家庭が存在するなかで考え方が間違っている。教育の原点は「人間の尊さをうちたてること」であり、その原点を尊重した学校教育と家庭教育を支えるために自治体は支援するべき。	多様化する家庭環境や地域社会のつながりの希薄化など社会状況が変化してきている中、子どもたちの育成において家庭教育の重要性は増してきています。学校や教育委員会が保護者の学び支援につながるような様々な情報を提供するなど、引き続き、家庭教育支援を実施していきます。	※
11	いじめについて。これまで学校現場で、児童・生徒の意見と民主的討論を保証せず、一方的に校則などの決まりごとを押し付けるなど、教員が児童・生徒を支配してきた実態があるのではないか。	そのような実態はありません。校則や学校生活のきまりについては、学校ごとに、児童・生徒の声や実態を踏まえ定めており、必要に応じて見直しを行っています。	□
12	いじめを克服するためには、教員間のいじめを一掃するよう区が働きかける必要がある。そのことを明記するべき。	区としてそのような事実は把握していません。教員間におけるトラブルを把握した際は、個別に対応してまいります。	※
13	目標に「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を掲げているが、画一的なゴールを決めて縛っていくことはあってはならない。「子どもの発意を尊重し、育つ力を応援する」といった目標に変更することを希望する。	教育分野の目標は、子どもたちの画一的な育ちを目指すものではありません。各取組の視点における施策を進めることで、様々な発達段階や家庭環境にある全ての子どもたちが、個に応じて力を伸ばすことを支援していきます。	※
<b>子育て分野</b>			
14	「コロナ禍」と言葉であっても、内容は従来の施策の延長になっている。国連子どもの権利委員会で出された「声明」に依拠して、社会で公的に子育てを進めていく視点を明確にすべき。	子育てのあり方は、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。区は、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会の実現を目指しています。	※
15	取組の視点としてまず必要なことは、コロナによる危機から子どもの命をどのように守るかである。そのために保育施策はどうあるべきかが書かれていない。素案は、コロナ禍以前に書かれた文章をそのまま配置したという印象である。時代に合った「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境整備」について、明記が必要。	区としては、子どもの命と安全を守り、健全な発達を促すという保育の基本を踏まえた上で施策を展開していくのは当然のことと考えています。コロナ禍においても、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開し、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境整備を進めていきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
16	<p>家庭での子育て支援サービスの充実として、民間のカフェとの「協働」とあるが、本来、家庭でも子育て支援を充実する憲法に基づく施策は、地方自治法に基づく施策と社会教育法に定める社会教育団体等であり、優先順が違う。</p>	<p>練馬こどもカフェは、民間カフェ等が提供する店舗スペースを活用し、私立幼稚園や地域の保育事業者の協力を得て、子育て講座等を実施することで、地域全体で子育てを支えあう環境を実現します。 引き続き、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者同士が交流できる「練馬こどもカフェ」を推進していきます。</p>	※
17	<p>練馬こども園を拡充するのはよいが、中身は幼稚園のままである。 単純に施設を増やすのではなく、中身を充実してほしい。</p>	<p>練馬こども園は、学校教育法に基づく私立幼稚園であり、各園がそれぞれの教育理念に基づいた特色ある運営を行っています。 練馬こども園の利用実績は年々増加しており、共働き家庭など現在1,000人を超える多くの方に利用されています。 私学の特性を踏まえつつ、保育所との交流を通じ、教育・保育の質の向上に資する取り組みを行っています。</p>	□
18	<p>幼稚園の保育がコロナ禍においても安心・安全な環境で行われることを重点施策に入れる必要がある。 3密を避けるためにも幼稚園で小人数集団で広さに余裕のある教室で保育が受けられる環境を整えることは必須であり、(預りも含む)保育中の職員のさらなる充実や小集団での保育を可能にするため、施策と予算の充実を図ることを明記してほしい。 保育園についても、同様のことを明記してほしい。</p>	<p>幼稚園は「練馬区立学校(園)感染予防のガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」、保育園は「練馬区保育施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」にそれぞれ基づいて、園の消毒や園児に対する正しい手洗いなどの感染症対策を徹底しています。 なお、幼稚園・保育園ともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、従来の保育室の面積や職員の配置基準を変更する考えは国等から示されておりません。</p>	※
19	<p>「練馬こども園の充実」「保育サービスの充実」は、コロナ危機以前の文言である。コロナ禍では、必要な子育て施策・感染防止ができる、ゆとりのある環境が整備された保育園を公的責任でつくる必要がある。そのことを明記すべき。</p>	<p>区では「練馬区保育施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を定め、区内保育施設における感染症対策を徹底しています。 今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p>	※
20	<p>コロナ禍のもとで、「保育サービス」という言葉は行政への不信を招く。「コロナ禍でこどもの命を守る保育施策を充実」とすべき。</p>	<p>区内保育施設における保育サービスは、区が定めた「練馬区保育施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を基に、適切な感染症対策を徹底した上で提供されており、保護者等の理解が得られているものと考えます。</p>	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
21	<p>保育園の民間委託に反対する。 民間保育園は、保育の質に疑問がある。 また、民間委託を進めることで、保育士の低賃金化に繋がりが得る。</p>	<p>区立保育所の民間委託は、民間の力を活用して、保護者の多様なニーズに応え、保育サービスの充実を図る取り組みです。今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。 民間保育所等における保育の質の確保については、保育士などを対象とした研修を充実させるとともに、区立保育所園長経験者等による巡回支援により、適切な助言等を行っています。 民間の保育所等における給与の処遇改善および保育士の確保については、経験年数や役職に応じた処遇改善等加算や宿舍借り上げ補助等により支援を行っています。</p>	—
22	<p>コロナ禍のもとで「自己責任」に固執する新自由主義路線は、すでに破綻している。すべてを民間と市場に委ねる保育園と学童クラブの民間委託・民営化路線を中止するべき。</p>	<p>区立保育所の委託・民営化および学童クラブの委託は、ともに民間の活力を活用することによりサービスの充実を図るものです。 引き続き、委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p>	—
23	<p>待機児童解消をめざすために私立に限らず、区立認可保育所・私立認可保育所ともに増設・誘致し定員を拡大すると明記してほしい。</p>	<p>令和2年4月現在、区内には認可保育所が181園あり、そのうち121園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。 今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p>	※
24	<p>現在の保育園の空き状況を見ると、認可保育園の4・5歳、小規模保育の2歳はかなり余裕が出てきている。このような状況下で私立園を呼び込み、全年齢を均一に増やすと特定年齢の余剰が更に進むと思われる。 0・1歳など特定年齢や特定のエリアに不足があるのであれば、既存の小規模保育施設や保育ママなどに2歳をやめて0・1特化にしてもらうなど、弾力的な個別のアプローチも検討してほしいかがか。</p>	<p>区では、小規模保育事業等を卒園する2歳児の方への調整指数の加点や新設園の4、5歳児クラス定員を圧縮し、持ち上がりに応じて定員を増やす取り組みなど、空き定員への対策を行っています。 また、この取り組みにより発生した4、5歳児クラスの余剰スペースを活用して1歳児1年保育を行うなど、年齢別定員を柔軟に変更しています。 なお、家庭的保育事業(保育ママ)は年齢別定員を固定していないため、入園を希望している学齢に応じて利用調整を行っています。</p>	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
25	<p>これまで区は待機児童対策として保育所の整備を進めてきたが、保育所の空定員も増えてきている。そのような状況の中で、今後も同様に保育所の整備を進めていくのは過剰ではないか。いつまで待機児童対策を行っていくのか。</p>	<p>区では、昨年3月に策定した、今後5か年にわたる需要見込みと供給計画を示す、「第2期練馬区子ども子育て支援事業計画」に基づき、待機児童対策を進めています。</p> <p>計画では、0歳から5歳までの就学前児童人口は、平成30年度をピークに減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続くと見込んでいます。一方、近年、子育て期の女性就業率が大きく上昇しており、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化によって、保育需要の増加も見込まれます。</p> <p>引き続き、年齢や地域ごとの需給バランスを考慮した、きめ細かい保育所整備を進めていきます。</p>	△
26	<p>持続的な保育施設確保には、保育士の待遇維持は不可欠。待遇が悪くなり、保育士が辞める状況にならないようにしてほしい。</p>	<p>経験や知識の豊富な職員が保育施設で働き続けられるよう、民間の保育所等における給与の処遇改善および保育士の確保については、経験年数や役職に応じた処遇改善等加算や宿舍借り上げ補助等により支援を行っています。</p> <p>また、国や都の助成制度であるキャリアアップ補助金等を活用することで、保育士の処遇改善に取り組んでいきます。</p>	□
27	<p>保護者の利便性のみに注目するのではなく、保護者が安心して預けられるために保育の充実を図ることが大切である。経験や知識の豊富な職員が保育施設で働き続けられるよう施策と予算の充実を図ることを明記してほしい。</p>	No.26と同様	□
28	<p>東京都福祉サービス第三者評価の受審促進に加え、保育の水準の向上を図るため区による保育の支援・指導体制のさらなる強化を明記してほしい。また、区による改善・指導に応じない施設の情報を区が積極的に区民に知らせることも明記してほしい。練馬区は保育施設で死亡事故を起こさせないため、施策の充実を図るということを明記してほしい。</p>	<p>区立、私立問わず、サービス水準や質を確保する必要があるため、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修を行っています。</p> <p>また、令和2年度から保育人材の確保や育成に取り組む専管係を保育課内に設置して、保育の充実に取り組んでいます。</p>	□
29	<p>学童クラブの保育がコロナ禍においても安心・安全な環境で行われることを重点施策に入れる必要がある。</p> <p>3密を避けるためにも小人数集団で、広さに余裕のあるクラブ室で保育が受けられる環境を整えることは必須であり、学童クラブの職員のさらなる充実や小集団での保育を可能にするため、施策と予算の充実を図ることを明記してほしい。</p>	<p>学童クラブは「新型コロナウイルス感染症対策と学童クラブ運営に関するガイドライン」に基づいて、マスクの着用や手洗いについての児童への指導、設備や遊具の消毒・換気の徹底、児童同士が距離を確保できるような座り方や遊び方の工夫など、感染症対策を徹底しています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、従来の設備や運営の基準を変更する考えは国等から示されておりません。</p>	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
30	<p>保護者が安心して預けられるため保育内容の充実を図ることが大切である。経験や知識の豊富な職員が学童クラブで働き続けられるよう施策と予算の充実を図ることを明記してほしい。</p>	<p>学童クラブやねりっこクラブの委託運営者の職員に向けては、担当課の専門職員から継続的な指導や研修・情報提供等を行っています。また、国や都に対し職員が働き続けやすくなるよう制度の拡充を求めています。</p>	△
31	<p>安全で充実した放課後の居場所づくりについて。「安全で充実した放課後」の保障は学童保育であり、学童保育は単なる居場所ではなく、「生活の場」である。その「生活の場」という記載がないのは施策として不十分である。</p>	<p>ねりっこクラブは、学童クラブとひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、児童の遊び・生活の場として運営しています。</p>	□
32	<p>待機児解消をめざすためにねりっこクラブに限らず、区立学童クラブ・私立学童クラブともに増設・誘致し定員を拡大することを明記してほしい。</p>	<p>ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、必要な施設面積や職員配置等を確保し、適切に運営しています。 ねりっこクラブの実施とそれに先立つ学童クラブの校内化を進め、ねりっこ学童クラブの待機児童についてはねりっプラスでの受け入れを行うなど、待機児童の解消を図っていきます。</p>	※
33	<p>「ねりっこクラブ」の早期全校実施としているが、大規模学童クラブは子どもの「生活の場」とならない。放課後の児童が過ごし、「生活の場」となる35人規模以下の学童クラブを増設すると明記し、「安全で充実した放課後の居場所づくりを進めるべきだ。</p>	<p>ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき運営しています。学校内に学童クラブに必要な専用区画を確保し、児童の支援の単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置、「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、児童の遊び・生活の場として運営しています。 引き続き国等の基準に基づき運営を行うとともに、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。</p>	※
34	<p>学童保育の一施設あたりの定員は、国の基準で40人だが、練馬区は45人まで可としている。さらに、「ねりっこクラブ」については90人、135人が定員となっている。国の基準に従うべき。</p>	No.33と同様	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
35	生活の場である学童の保育は、多人数ではなく、せめて国の基準の「1施設40人」にするべきで、あいまいな形で45人、90人、135人と増やせる「ねりっこクラブ」に反対する。	No.33と同様	※
36	学童クラブは、区直営で、指導員(支援員)も正規職員で運営するべき。民間委託に反対する。	学童クラブ・ねりっこ学童クラブの運営は、民間委託により保育時間の延長を行っているほか、民間ならではのノウハウを活かした様々な保育サービスを提供し、保育サービスの向上を図っています。	—
37	小学校の放課後活動(ねりっこクラブ・校庭開放など)を素早く区内で統一して欲しい。 比較的新しい学校や人口が増えている地域が優先されており、区東部地域については、順序が遅くなる傾向にある。	ねりっこクラブの実施については、スピードアップを図っています。実施校については、学童クラブの待機児童が多く発生している地域で、学校、学校応援団のご理解が得られたところから進めています。 今後も、学校や学校応援団のご理解とご協力をいただきながら実施校を決定し、早期の全校実施に向け取り組んでいきます。	□
38	引きこもりが始まるのは中学生からが多いという統計がある。児童館など、中高生の居場所の充実が必要ではないか。	児童館では、従来の中高生の居場所および中高生がやりたいことを実現できる自己実現の場としての機能に加え、児童館職員が中高生の悩みや相談を受け止める場としても機能するよう、中高生居場所づくり事業を充実します。 また、令和2年6月から、自立に不安を抱える若者等に対する居場所を開設(春日町青少年館)し、社会とのつながりを支援しています。	○
39	「若者の支援」について。コロナ禍のもと、多くの若者が失業し、将来が奪われている。学生については、大学での対面授業が無くなり、かつアルバイトも減り、収入が減少している。東京の他の自治体では、独自に学生への特別支援金を実施している所もある。練馬区も独自に学生支援給付金をはじめ、コロナのもとで苦しんでいる若者・学生への支援を拡充すると明記すべき。	ねりま若者サポートステーションでは、ニートや引きこもりなど自立に悩む若者とその家族を対象に様々な相談に応じ、関係機関と連携しながら相談者の状態に応じた支援を行っています。また、区では若者・学生も含め、新型コロナウイルス感染症の影響で生活にお困りの方をさまざまな窓口でサポートしています。	□



No.	意見の概要	区の考え方	対応状況
教育・子育て両分野			
40	<p>どの項目においてもあくまで従来のアナログのみをベースにした内容でICTの活用についてが非常に薄いと感じる。</p> <p>今回のコロナ禍や災害など、急な休校をせざるを得ないことが起こりうる中で、アナログ対応のみを重点に置くのは危険。</p> <p>授業、教科書等をデジタル化すれば、各施設や家庭などの環境により、アナログでもデジタルでも対応でき格差が生まれないと思う。</p> <p>早急なICT化の推進をしっかりと盛り込んでほしい。</p>	<p>練馬区教育・子育て大綱(素案)の教育分野では、8つの重点施策のうち5つでICTやオンラインを活用した教育支援を掲げています。</p> <p>これからの教育にICTの活用は欠かせません。ICTを用いて、多様な教育や学習支援、家庭教育支援を行っていきます。</p> <p>また、子育て分野においても、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組の充実や、窓口や保育施設におけるICT化の推進を重点施策として掲げています。</p>	○
その他			
41	<p>随所に使っている「協働」というタームはアメリカのフリードマンらの新自由主義者の用語であり、偏った概念であり、自治体の施策として使うべきでない。「区民との協力と共同」とすべきだ。</p>	<p>区では、平成30年6月に策定したグランドデザイン構想において「区民参加と協働」の目指す姿をお示しました。</p> <p>これに基づき、平成31年3月策定の「第2次みどりの風吹くまちビジョン」においても、区民協働による住民自治を基本理念に掲げています。</p> <p>教育・子育て分野においても、引き続き、区民や団体と区が協働しながら、様々な課題解決に向けた取組を行います。</p>	※